

平成21年度 学童クラブのしおり

学童クラブの名称と所在地

名 称(小学校区)	電話番号	所 在 地(設置場所等)
東学童クラブ (東小)	545-4733	東町2-2-18 (余裕教室)
福島学童クラブ (共成小)	544-3208	郷地町2-6-2 (学校敷地内)
富士見学童クラブ (富士見丘小)	541-7864	福島町890 (学校敷地内)
武蔵野学童クラブ (武蔵野小)	544-7683	武蔵野2-3-2 (学校敷地内)
玉川学童クラブ (玉川小)	545-0510	福島町2-8-1 (余裕教室)
中神学童クラブ (中神小)	543-2044	朝日町4-5-9 (都営住宅内)
つつじが丘南学童クラブ (つつじが丘南小)	545-0443	つつじが丘3-3-15 (学校敷地内)
つつじが丘北学童クラブ (つつじが丘北小)	545-4988	つつじが丘2-3-21 (児童センター内)
昭和学童クラブ (光華小)	545-4534	昭和町4-5-13 (学校敷地内)
大神学童クラブ (成隣小)	545-4349	大神町4-18-14 (学校敷地外)
拝島第二学童クラブ (拝島第二小)	544-5165	拝島町3927 (学校敷地内)
田中学童クラブ (田中小)	544-7740	田中町3-5-17 (田中町住宅内)
緑学童クラブ (拝島第三小)	545-4489	緑町4-13-26 (緑会館内)
拝島西部学童クラブ (拝島第一小)	544-3481	拝島町2-4-13 (拝島会館内)
拝島第四学童クラブ (拝島第四小学校)	545-8871	拝島町5-6-30 (余裕教室)

学校区以外の学童クラブも入会可能です。

設置目的

学童クラブ(以下「クラブ」という。)は、保護者の就労や疾病等の理由で、放課後や夏休みなどに適切な監護が受けられない小学1～3年生の児童を対象に、安全な生活の場を提供するとともに健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

開設時間

- 1 学校のある日 下校時～午後5時45分
- 2 学校休業日(春・夏・冬休み、振替休業日等) 午前8時30分～午後5時45分
- 3 土曜日 午前8時30分～午後5時15分

日曜日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

入会資格(入会対象児童)

昭島市に居住又は通学する小学校低学年(3年生まで)の児童で、保護者等の就労、疾病、その他の理由により、適切な監護を受けられない児童。なお、心身に障害がある場合は、集団保育が可能な程度であること。

その他の主な対象児童

保護者が出産する場合 出産月と産前産後各2ヶ月は入会の対象となります。

保護者が求職活動をする場合 年度内に1回2ヶ月を限度に入会対象となります。

入会することができない児童

心身に著しく障害のある場合や、伝染性又は悪性の疾患を有する場合は入会することができません。また、祖父母(65歳未満)など同居の親族などがいて、児童の監護が可能な場合も入会することができません。

その他入会することができない場合の例

母親(父親)の就労日数が一週間に3日未満の場合や1日の就労時間が4時間未満の場合、また、1日の就労時間が4時間以上の場合でも、正午までに勤務が終了する場合などは入会することができません。

申請の手続き

1 受付期間及び場所

申請は、直接保護者（祖父母は可）が提出してください。郵送及び同居の方以外の申請はできません。

(1) 新年度当初（4月1日）からの入会を希望する方

毎年12月に集中受付期間を設けて受付を行い、この間の入会申請で定員を超えた場合は、監護の必要度に応じて入会者を決定し、残りの方は待機児童として必要度に応じた順番待ちとなります。

集中受付期間及び場所は、平成20年12月1日（月）～12日（金） 土曜、日曜日を除く

市役所学童クラブ係 12月 1日（月）～ 9日（火） 午前8時30分～午後5時

12月10日（水）～12日（金） 午前8時30分～午後7時30分

（夜間受付）

各学童クラブ 12月 1日（月）～ 5日（金） 午前11時30分～午後5時30分

(2) 年度途中（5月1日以降）の入会を希望する方

入会希望月の前月1日から15日までに、子ども育成課学童クラブ係の窓口で入会申請してください。

なお、待機児童がない場合は、翌月1日からの入会となりますが、待機児童がいる場合は監護の必要度に応じた順番待ちとなります。

2 申請に必要なもの

(1) 学童クラブ入会申請書

(2) 在職証明書または保護者等の状況を証明する書類（診断書など）

在職証明書（家族で働いている人全員分）を持参されない場合は受付することができません。また、診断書等は、直近（おおむね1ヶ月以内）に発行されたものを添付してください。

(3) 入会申請児童が身体障害者手帳又は東京都愛の手帳の交付を受けている場合は、その写し。

入会の決定

申請書を提出されますと、書類審査のうえ、入会の可否を決定し、入会決定通知書等を発送します。（集中受付の場合は、2月中旬を予定）

必要な費用

クラブに入会されると、学童一人につき月額3,500円の育成料と、月額1,500円のおやつ代を負担していただきます。

育成料は原則、口座振替となります。入会決定通知書に同封される「口座振替申込書」により金融機関で手続きください（すでに振替されている方は不要です）。なお、おやつ代は入会したクラブに納付していただきます。

育成料の減額・免除

次のいずれかに該当する方は、育成料の減額または免除を受けることができます。減額・免除に該当する方は別に申請が必要ですので入会決定後にお申し出ください。

(1) クラブに入会する学童の属する世帯が生活保護法による被保護世帯である場合 免除

(2) クラブに入会する学童の属する世帯が当該年度分(4月から6月まで)にあっては前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。)が非課税である場合 免除

(3) 同一世帯に属する学童が2人以上クラブに入会する場合 最年長学童を除く学童の育成料を一人月額2,500円に減額

連絡先等が変わった場合

入会申請書に記載した事項（氏名、住所、電話番号、勤務先、学校など）に変更が生じた場合は、速やかに子ども育成課学童クラブ係へ届け出てください。

問い合わせ先

昭島市子ども家庭部

子ども育成課学童クラブ係

電話 544-5111（内線）2248・2249